

平成24年11月12日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝 様

議会改革検討委員会委員長 石 井 良 司

議会改革検討委員会中間答申

平成24年6月12日付、24三議第209号により議長から諮問を受けた「議会改革の検討について」について、下記のとおり中間の答申をいたします。

記

1 正副委員長互選の結果

平成24年6月12日

委員長 石 井 良 司

副委員長 赤 松 大 一 を互選

2 委員会開会月日

- (1) 平成24年6月12日（準備会）
- (2) 平成24年6月26日（準備会）
- (3) 平成24年7月30日
- (4) 平成24年8月21日
- (5) 平成24年9月27日
- (6) 平成24年10月12日
- (7) 平成24年11月2日

3 中間答申する内容

三鷹市議会議会改革検討委員会の検討項目中、「(4) 緊急時における議会と議員の役割について調査・検討する」ことに関し、議会改革検討委員会において、実施することについての意見が一致した事項

- (1) 議員の体制に関すること
 - ・三鷹市議会災害対策支援本部設置要綱（案）（別紙1）

(2) 情報の収集・提供に関すること

- ・三鷹市議会災害対策支援行動マニュアル兼チェックリスト（案）（別紙2）
- ・三鷹市議会議員災害対応フロー図（案）（別紙3）

(3) 議会事務局職員の位置づけについて

現行の三鷹市地域防災計画において、議会事務局長及び議会事務局職員は市災害対策本部における本部運営部・企画情報統括班の構成員として事務従事することが想定されているが、市議会災害対策支援本部の設置に際して、その本部事務の運営を補佐する必要があるため、執行機関側と要員配置について必要な調整を行うこと。

(4) 災害復興計画の議決事件への追加について

現行の三鷹市地域防災計画に定める災害復興計画を策定する必要がある場合を想定し、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、災害復興計画を議決事件に加えることについて検討すること。

(5) 市議会の防災訓練実施について

市議会災害対策支援本部設置要綱を制定することに伴い、必要に応じて市議会の防災訓練を実施し、同要綱並びにマニュアル兼チェックリスト等で定める対応の実効性を確保すること。

〔付記〕 議会改革検討委員会委員氏名

◎石井 良司	○赤松 大一	粕谷 稔
加藤 浩司	石原 恒	高谷真一朗
嶋崎 英治	伊藤 俊明	後藤 貴光
栗原 健治	岩田 康男	

（◎は委員長、○は副委員長）

三鷹市議会災害対策支援本部設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三鷹市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 三鷹市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大規模な災害の発生により三鷹市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合、直ちに三鷹市議会内に議会本部を設置するものとする。

（議会本部の構成）

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに議会本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

（所掌事務）

第4条 議会本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 三鷹市の市域に係る災害が発生した場合において、その情報を収集して市本部へ情報提供を行うなど密接な連携を図ること。

(2) 市本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。

(3) 本部員への情報伝達を行うこと。

(4) 被災地、避難所等の状況調査を行うこと。

(5) 調査に基づき、復旧・復興に必要な施策を市に要請するとともに、国、東京都など関係機関に対する要望等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

（役員会）

第5条 本部長は、本部長、副本部長及び本部役員が参集する役員会を随時開催し、必要な方策の協議や情報の集約等を行うものとする。

（全体連絡会議）

第6条 本部長は、必要に応じ議会本部の構成員全員が参集する全体連絡会議を開催する。

（本部員の対応）

第7条 本部員の所掌事務は、次の期間に応じて定める。

(1) 初動期 災害の発生した日（以下「発生日」という。）

(2) 中期 発生日の翌日から、発生日から起算して7日目までの期間

(3) 後期 発生日から起算して8日目以降の期間

2 初動期においては、本部員は本部長に対し、自らの安否及び居所又は連絡場所を明ら

かにするとともに議会本部との連絡体制を確立するものとする。

3 本部員の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(班)

第8条 後期においては、議会本部に総務班、文教班、厚生班、まちづくり環境班を置く。

2 各班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。

3 班長は、班を代表し、その事務を統括する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 班長、副班長及び班員は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。

6 各班の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

(議会事務局の対応)

第9条 議会事務局の対応は次のとおりとする。

(1) 議会事務局長は、市本部の会議等に出席し、議会本部からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、議会本部への情報提供を行う。

(2) 議会事務局の職員は、本部長の命を受け事務に従事する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

期 間	所 掌 事 務
初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中 期	1 議会本部との情報交換に関すること。 2 被災地、避難所等における調査に関すること。 3 被災地、避難所等における情報収集と救援要請等に関すること。 4 被災者に対する相談・情報提供に関すること。
後 期	第8条第6項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第2 (第8条関係)

班 名	班 長	副班長	班 員
総務班	総務委員長	総務副委員長	総務委員 (正副委員長を除く。)
文教班	文教委員長	文教副委員長	文教委員 (正副委員長を除く。)
厚生班	厚生委員長	厚生副委員長	厚生委員 (正副委員長を除く。)
まちづくり環境班	まちづくり環境委員長	まちづくり環境副委員長	まちづくり環境委員 (正副委員長を除く。)

別表第3（第8条関係）

班 名	所 掌 事 務
総務班	市本部の本部統括班、企画情報統括班、市民調査統括班に関すること。
文教班	市本部の避難統括班に関すること。
厚生班	市本部の健康福祉統括班に関すること。
まちづくり環境班	市本部の生活環境統括班、都市整備統括班に関すること。

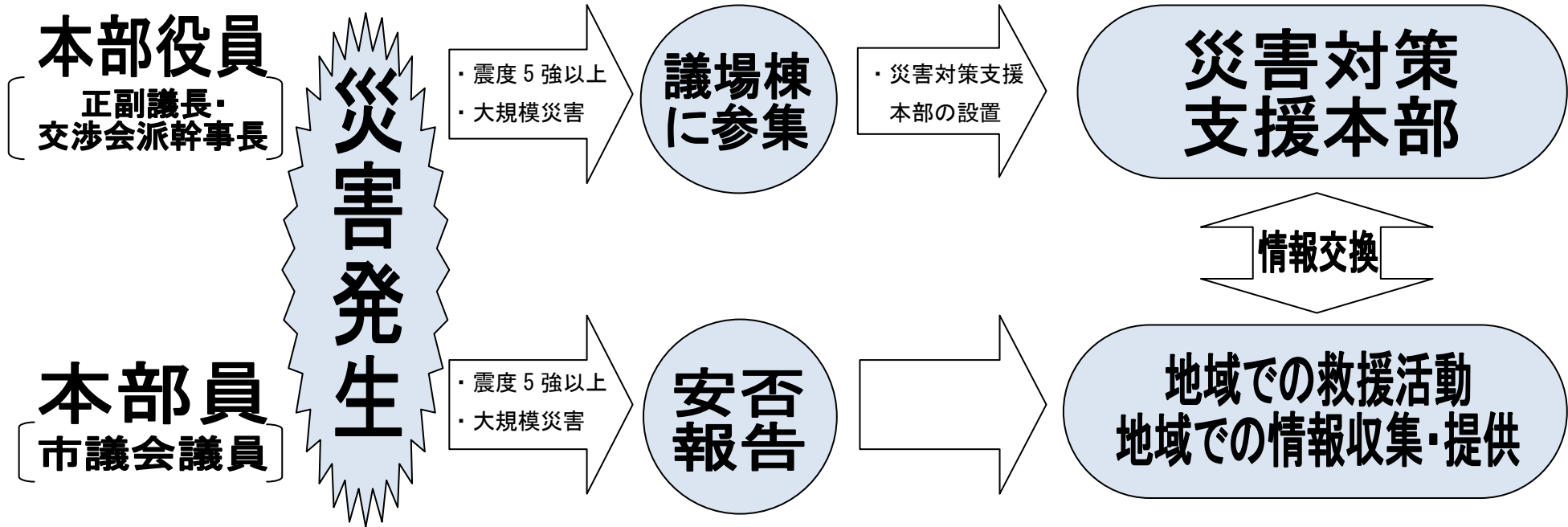
三鷹市議会災害対策支援行動マニュアル兼チェックリスト（案）

具体的な行動内容	
初動期 (発災～24h)	<p>(議会本部)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動参集</p> <p>三鷹市において震度5強以上の地震が観測された場合、あるいは風水害等による大規模な被害が確認された場合は、本部長、副本部長、本部役員及び議会事務局職員は、速やかに庁舎議場棟に参集する。</p> <p><input type="checkbox"/> 議会本部の設置</p> <p>本部長は、市本部の設置状況を確認後、直ちに庁舎議場棟に議会本部の設置を行う。庁舎議場棟が使用不能の場合は第3委員会室へ、市庁舎も使用不能の場合は、市本部の移動に合わせて教育センター等へ移動する。</p> <p><input type="checkbox"/> 安否確認</p> <p>本部長、副本部長及び本部役員は、本部員の安否確認を行うとともに、本部員に議会本部の設置状況について連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市本部との連携</p> <p>議会事務局長は、市本部の会議等に参加し、市本部からの災害情報を収集し議会本部へ報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 本部員への情報提供</p> <p>本部役員は、議会事務局長から提供された災害情報を本部員へ提供する。</p> <p><input type="checkbox"/> 役員会の開催</p> <p>本部長は、役員会を随時開催し、必要な方策の協議や情報の集約等を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 市本部への要請等</p> <p>議会事務局長は、市本部に、議会本部からの要請等を報告するとともに、集約した情報等を提供する。</p> <p><input type="checkbox"/> 執務体制の確立</p> <p>議会事務局長は、議会本部の運営が徹夜になるような状況の場合、休息・仮眠等が取れるよう執務体制のローテーションを確立する。</p>
	<p>(本部員)</p> <p><input type="checkbox"/> 議会本部への安否報告・参集</p> <p>議会本部に連絡し、安否状況、居所又は連絡先を報告する。連絡不能の場合は、徒歩、自転車又はバイクで議会本部へ参集し、確認を受ける。</p>

	<p><input type="checkbox"/> 災害情報の収集・報告 被災地の災害情報を収集して、議会本部へ連絡・報告を行う。 ※市本部への直接・個別の問い合わせや情報提供は行わないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 被災地での救助活動等 自らの居住地に近い被災地での救助活動、一時避難場所への市民の誘導などを行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の本部員との協力・連携 同じ被災地で支援活動を行う他の本部員と災害対応に関する協力・連携対応を図る。</p> <p>(議会事務局)</p> <p><input type="checkbox"/> 議会事務局職員の安否確認及び参集見込みの確認を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 本会議場・委員会室等に係る施設・設備の被害状況を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時の緊急通信手段（Twitter、災害用伝言ダイヤルなど）を活用して情報収集を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 本部員から提供される災害情報の収集・整理等を行い、市本部で使用する情報伝票に記入し本部長に報告する。</p>
<p>中期 (2～7日目)</p>	<p>(議会本部)</p> <p><input type="checkbox"/> 本部長、副本部長、本部役員及び議会事務局長は、各日午前10時までに議会本部に参集する。</p> <p><input type="checkbox"/> 各日、原則として午前10時から役員会を開催し、市本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに次の事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会本部における稼働人員の確認 ・今後の活動方針 ・調査等活動スケジュール ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等） ・役割分担（被災地、避難所等への本部役員派遣等） <p><input type="checkbox"/> 本部役員は、役員会の結果に基づき、被災地、避難所等に赴き、被災状況・避難所の状況等の調査を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 本部役員は、調査に際し、市民からの質問、意見等に対し、市本部からの情報に基づき、相談、助言する。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査終了後、本部役員は議会本部に戻り、調査結果を本部長に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 役員会で調査結果を集約し、議会事務局長が市本部に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、議会本部の構成員全員が参集する全体連絡会議を開催する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市本部と協力して市民の救援活動に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 本部長は、必要に応じて、復旧・復興に必要な施策を市に要請するとともに、国、東京都など関係機関に対する要望等を行う。</p>

	<p>(本部員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 随時、議会本部へ連絡し、正確な最新の情報提供を受ける。 <input type="checkbox"/> 被災地、避難所等での状況調査を行う。 <input type="checkbox"/> 状況調査結果及び救援物資等の要請について議会本部に連絡する。 <input type="checkbox"/> 被災者に対する相談・情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 全体連絡会議が開催される場合は議会本部に参集する。 <input type="checkbox"/> 市本部と協力して市民の救援活動に努める。 <p>(議会事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCP（事業継続計画）に基づき優先度の高い通常業務の継続・再開に努める。 <input type="checkbox"/> 各日午前10時までに議会本部に参集し、本部長の命を受け議会本部の事務に従事する。 <input type="checkbox"/> 本部員から寄せられる災害情報の収集・整理等を行い、市本部で使用する情報伝票に記入し本部長に報告する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、全体連絡会議開催の準備を行う。
<p>後期 (8日目以降)</p>	<p>(議会本部、本部員及び議会事務局共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 臨時会等が開催されるまでの間、議会本部に総務班、文教班、厚生班、まちづくり環境班を設置する。総務班は協議会室、文教班は第2委員会室、厚生班は第1委員会室、まちづくり環境班は第3委員会室を拠点に活動する。 <input type="checkbox"/> 各班は、三鷹市議会災害対策支援本部設置要綱別表第3に規定する所掌事務に基づき活動する。 <input type="checkbox"/> 議会事務局の各常任委員会担当者は、各班の活動を補佐する。 <input type="checkbox"/> 各班は、必要に応じて、被災地及び避難所等への視察を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長は、各班で検討した、復旧・復興に必要な施策を市に要請するとともに、国、東京都など関係機関に対する要望等を調査し、結果を取りまとめる。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、全員協議会を開催し、市本部からの報告を受ける。

三鷹市議会議員災害対応フロー図(初動期)(案)



【連絡方法】

- ・電話: 0422-44-0249(直通)
0422-45-1151(代表)
- ・FAX: 0422-45-1031
- ・E-mail: gikai@city.mitaka.tokyo.jp
- ・災害用伝言ダイヤル: 171
- ・連絡不能の場合は、徒歩、自転車又はバイクで議会本部へ参集し確認を受ける。

<災害用伝言ダイヤルの使用方法>

- ①「171」をダイヤル
- ②「1」(録音)をダイヤル
- ③「自宅の電話番号」市外局番からダイヤル
(伝言ダイヤルセンターに接続します。)
- ④伝言を録音します。(30秒以内)
 - ・プッシュ式の場合: 「1#」⇒伝言録音⇒「9#」
 - ・ダイヤル式の場合: ピッ! という音の後に伝言録音
- ⑤自動で終話します。

※市議会災害対策支援本部が市との連携の窓口となるので、
本部員(議員)は市災害対策本部には、直接連絡を取らないこと。